

長岡京市立長岡第十小学校

PTA 会 則

※本会則は、いつでも見られるように大切に保管し、必要に応じてご確認ください。

令和4年度改訂

長岡京市立長岡第十小学校PTA会則

第1条 総則

この会は、長岡第十小学校PTA（以下「PTA」という）といい、事務局を長岡第十小学校内に置く。

第2条 構成

PTAは、長岡第十小学校の児童の保護者及び同校に勤務する教職員をもって組織する。

第3条 目的

PTAは、PTA会員（以下「会員」という）相互の研修と親睦を深め、児童の健全育成を図ることを目的とする。

第4条 事業

PTAは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の研修と親睦を深めるための事業。
- 2 教育環境の整備と充実を図るための事業。
- 3 児童の心身の健康と安全を守るための事業。
- 4 その他目的達成のために必要な事業。

第5条 会員

- 1 会員は、PTAの目的とする事業には積極的に参加し、決議事項を守らなければならない。
- 2 会員は、第14条第2項に規定する会費を納めなければならない。
- 3 会員とは、一家庭を一単位とする。

第6条 役員

役員は次の通りとする。

- 1 PTAに次の役員を置く。
 - (1) 本部役員

会長	1名（保護者から）
副会長	若干名（保護者から）
書記長	2名（保護者から1名・教職員から1名）
会計長	2名（保護者から1名・教職員から1名）
総務	若干名（保護者から）
選挙管理委員長	1名（保護者から）
活動委員長	1名（保護者から）
地域委員長	1名（保護者から）
 - (2) 会計監査 2名（前年度の会計及び本部役員から）
- 2 会長は、PTAを代表し、会務をつかさどる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行する。
- 4 書記長は、PTAの庶務をつかさどる。
- 5 会計長は、PTAの経理をつかさどる。
- 6 総務は、PTA発信のお知らせ等の発行をつかさどる。
- 7 選挙管理委員長は、役員を選出等をつかさどる。
- 8 会計監査は、PTAの会計を監査する。
- 9 副会長及び総務の定数は、第13条で定める運営委員会で決定する。

第7条 役員を選出

本部役員を選出は、役員選挙に関する規程による。

第8条 補欠役員

- 1 補欠役員は選出しない。
- 2 欠員が複数出た場合、残任の本部役員が協議の上選出する。尚、補欠役員の選出方法は、役員選挙に関する規定第3条による。

第9条 任期

- 1 役員任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
ただし再任を妨げない。
- 2 補欠役員を選出した場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 委員

第3条により次の委員を置く。

- 1 活動委員
- 2 地域委員

第11条 委員の選出、任期及び任務

- 1 委員の選出は、委員選出に関する規程による。
- 2 委員任期は、役員に準ずる。
- 3 委員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 活動委員
活動委員は、児童の学校生活の充実を図るため、ベルマーク作業等学校備品の補充に役立てる活動を行う。
 - (2) 地域委員
地域委員は、当該地域におけるPTAの活動、児童の校外活動及び交通安全について、適切な指導を行うとともに地域活動に協力する。
- 4 活動委員長は、活動委員会を招集することができる。
- 5 地域委員長は、地域委員会を招集することができる。
- 6 活動委員会及び地域委員会は、委員の互選により副委員長1名を選出することができる。

第12条 総会

PTAの最高決議機関として、定例総会・臨時総会を設置する。

- 1 定例総会は会長が招集し、年1回開催する。
- 2 臨時総会は、会長が特に必要と認める場合、又は会員の3分の1以上から要求があった場合、会長が招集し開催することができる。
- 3 総会の議長及び副議長は、役員協議により選出されたものが務める。
- 4 総会は、全会員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
- 5 総会の議案は、出席者の過半数の同意で決議し可否同数のときは議長が決定する。
- 6 災害等特別な事情により総会が開催できない場合、書面又は電子的記録によって議案の決議をすることができる。
この場合、総会の成立及び議案の決議については総会に準ずる。

第13条 運営委員会

- 1 運営委員会は、本部役員及び校長、教頭等で構成し、総会に次ぐ決議機関とする。
- 2 運営委員会は、緊急を要する事項等は、総会にかわり審議決議することができる。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。

第14条 会計

- 1 P T Aの運営経費は、会費及びその他収入をもって充てる。
- 2 P T Aは、会員から月額300円を徴収する。ただし、特に必要があるときは、総会の承認を経て臨時徴収することができる。
- 3 P T Aの会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。
- 4 会計は、会計年度経過後、速やかに当該年度決算を調整し、会計監査の監査を経て、総会で承認を経なければならない。
- 5 P T Aの旅費及び慶弔については、運営に関する申し合わせ事項に定める。

第15条 会員の個人情報の取り扱いについて

P T A活動の推進及び役員等の選出に必要とされる個人情報の取得や利用管理についてはP T A個人情報取扱規則に定める。

第16条 会則の改廃

会則の改廃は、総会において出席者（委任状を含む）の3分の2以上の承認を経なければならない。

附則

- この会則は、昭和55年5月29日から施行する。
附則（昭和56年3月14日一部改正）
- この会則は、昭和56年3月14日から施行する。
附則（昭和57年3月6日一部改正）
- この会則は、昭和57年3月6日から施行する。
附則（昭和60年5月18日一部改正）
- この会則は、昭和61年4月1日から施行する。
附則（昭和62年1月16日一部改正）
- この会則は、昭和62年4月1日から施行する。
附則（平成6年5月21日一部改正）
- この会則は、平成6年10月1日から施行する。
附則（平成9年3月1日一部改正）
- この会則は、平成9年4月1日から施行する。
附則（平成13年1月20日一部改正）
- この会則は、平成13年1月20日から施行する。
附則（平成17年4月1日一部改正）
- この会則は、平成17年4月1日から施行する。
附則（平成19年5月19日一部改正）
- この会則は、平成19年5月19日から施行する。
附則（平成21年3月6日一部改正）
- この会則は、平成21年4月1日から施行する。
附則（平成30年5月19日一部改正）
- この会則は、令和元年5月18日から施行する。
附則（令和2年3月6日一部改正）
- この会則は、令和2年4月1日から施行する。
附則（令和3年7月16日一部改正）
- この会則は、令和3年8月4日から施行する。
附則（令和4年11月28日一部改正）
- この規定は、令和4年12月1日から施行する。

役員選挙に関する規程

第1条 総則

- 1 この規程は、PTA会則第7条の規定に基づき、役員選挙に関し、必要な事項を定める。なお、教職員から選出する本部役員は教職員の互選による。
- 2 教職員は、保護者の役員選挙には関与することができない。

第2条 選挙権及び投票方法

- 1 選挙権は、一家庭一票とする。
- 2 投票方法は、第4条に定める選挙管理委員会が指定した投票所で、一定期間内に会員が投票する。

第3条 選出の方法

- 1 役員選挙は、立候補及び会員5名による推薦候補制をとり、立候補者がいないとき、又は定数に満たないときは、役員候補対象者による話し合い、その他の方法で選出する。
- 2 推薦方法は、役員推薦に関する細則に定める。
- 3 次年度の役員選挙は、12月末までに行う。

第4条 選挙管理委員会

- 1 選挙管理委員会は、会長が会員の中から7名以上の選挙管理委員を選出し、運営委員会の承認を得て設置する。
- 2 選挙管理委員は、候補者及び推薦者になることができない。

第5条 選挙管理委員会の任務

- 1 役員選挙の告示。
- 2 立候補者の届け出の受付（4日間）、公表、選挙公報の発行。
- 3 投票の管理、開票、開票結果の公表。
- 4 その他選挙に関する一切の運営。

第6条 その他

- 1 会員は、原則として1児童在学中に、本部役員、活動委員又は地域委員のいずれかを引き受けなければならない。
- 2 本部役員を経験した者は、きょうだい全てにおいて免除される。ただし、立候補は妨げない。
- 3 役員詳細については、別に定める「しおり」に規定する。

第7条 規程の改廃

規程の改廃は、総会において出席者（委任状を含む）の3分の2以上の承認を経なければならない。

附則
 この規定は、昭和55年5月29日から施行する。
 この規定は、昭和62年1月16日から施行する。
 この規定は、昭和62年1月16日から施行する。
 この規定は、平成10年3月7日から施行する。
 この規定は、平成10年4月1日から施行する。
 この規定は、平成13年1月20日から施行する。
 この規定は、平成13年1月20日から施行する。
 この規定は、平成17年4月1日から施行する。
 この規定は、平成17年4月1日から施行する。
 この規定は、平成19年2月2日から施行する。
 この規定は、平成19年2月2日から施行する。
 この規定は、平成20年1月11日から施行する。
 この規定は、平成20年1月11日から施行する。
 この規定は、平成28年3月4日から施行する。
 この規定は、平成28年5月14日から施行する。
 この規定は、平成30年5月19日から施行する。
 この規定は、令和元年5月18日から施行する。
 この規定は、令和3年7月16日から施行する。
 この規定は、令和3年8月14日から施行する。
 この規定は、令和4年11月28日から施行する。
 この規定は、令和4年12月1日から施行する。

委員選出に関する規程

第1条 総則

この規程は、PTA会則第11条の規定に基づき、委員の選出に関し必要な事項を定める。

1 活動委員

- (1) 活動委員の定数は、運営委員会で決定する。
- (2) 活動委員の選出方法は、本部役員決定後に立候補制をとり、定数を超えるとき又は定数に満たないときは協議の上選出する。
選出当日欠席した会員からも選出することがある。

2 地域委員

- (1) 地域委員の定数は、各地域児童数おおむね20名に1名の割合で算定し、運営委員会で決定する。
- (2) 地域委員の選出方法は、本部役員決定後に立候補制をとり、定数を超えるとき又は定数に満たないときは協議の上選出する。
選出当日欠席した会員からも選出することがある。

第2条 その他

- 1 活動委員及び地域委員において、2人以上の子が在学する場合は最高学年の委員として選出される。
- 2 本部役員を経験した者は、きょうだい全てにおいて免除される。
ただし、立候補は妨げない。
- 3 委員の詳細については、別に定める「しおり」に規定する。

第3条 規程の改廃

規程の改廃は、総会において出席者(委任状を含む)の3分の2以上の承認を経なければならない。

附則

- この規程は、昭和55年5月29日から施行する。
附則(平成10年3月7日一部改正)
- この規程は、平成10年4月1日から施行する。
附則(平成13年1月20日一部改正)
- この規程は、平成13年1月20日から施行する。
附則(平成17年4月1日一部改正)
- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
附則(平成19年4月6日一部改正)
- この規程は、平成19年4月6日から施行する。
附則(平成28年3月4日一部改正)
- この規程は、平成28年5月14日から施行する。
附則(平成30年5月19日一部改正)
- この規程は、令和元年5月18日から施行する。
附則(令和3年7月16日一部改正)
- この規定は、令和3年8月4日から施行する。
附則(令和4年11月28日一部改正)
- この規定は、令和4年12月1日から施行する。

役員推薦に関する細則

第1条 総則

この細則は、役員選挙に関する規程第3条の規定に基づき、役員候補者の推薦に関し必要な事項を定める。

第2条 推薦の方法

役員候補者及び補欠役員候補者の推薦方法は、次のとおりとする。

- 1 原則として1児童在学中に、本部役員を経験していない者を推薦する。
- 2 役員辞退を希望する場合は、役員選挙日より前に辞退理由書を提出しなければならない。
- 3 2人以上の在学児童を持ち、同時に2学年の役員に選出されたときは、高学年を優先する。
- 4 推薦結果は、推薦された本人に速やかに詳細を書面にてお知らせする。

第3条 細則の改廃

細則の改廃は、運営委員会において出席者の過半数の承認を経なければならない。

附則

- この細則は、平成10年4月1日から施行する。
この細則は、平成13年1月20日から施行する。
この細則は、平成19年4月6日から施行する。
この細則は、令和元年5月18日から施行する。
この細則は、令和4年12月1日から施行する。

運営に関する申し合わせ事項

経費に関する申し合わせ事項

第1条 経費とは会員がPTAを代表して行事等に参加する際に必要な額とする。

第2条 経理支出検討対象

- 1 PTA主催、共催、後援行事への会員参加必要経費。
- 2 自治会、倶楽部・てん行事への会員参加必要経費。
- 3 長岡京市PTA連絡協議会（通称：長P連）及び関連団体等が主催する行事への会員参加必要経費。

第3条 経費管理方法

- 1 経費支出決定は運営委員会にて行う。
- 2 経費使用者は経費使用明細を運営委員会に報告する。
- 3 緊急時等、運営委員会で経費支出決定ができない場合、経費支出は会長、副会長、会計の合意により行う。

第4条 経費支出内容

- 1 出張旅費は、実費を支給する。
- 2 弁当を要するときは、適切な額を支給する。
- 3 宿泊費は、実費を支給する。
- 4 懇親会等会費は、適切な額を支給する。

慶弔に関する申し合わせ事項

- 1 会員及び児童が死亡の時は10,000円を慶弔見舞金として、渉外活動費として支出をする。
- 2 その他必要があるときは、会長が役員と協議決定し運営委員会に報告する。
- 3 申し合わせ事項の内容の改正は、運営委員会の承認を経なければならない。

P T Aサークルに関する申し合わせ事項

第1条 P T Aサークル選定基準

- 1 P T Aサークルとは長岡第十小学校P T A会員有志によって組織され、運営委員会にて認定されたサークルをいう。
- 2 P T Aサークル認定（設置・廃止を含む）は運営委員会の承認を得なければならない。
- 3 認定有効期間は運営委員会で認定された年度内とする。
- 4 認定有効期間の更新についてサークル側から認定更新の依頼がP T A運営委員会に対して行われない場合、次年度の「サークル紹介」発行時点でP T Aサークルとしての認定は失効する。

第2条 P T Aサークル活動支援

- 1 P T Aサークルが保険や見舞金（スポーツ保険を除く）の適用を希望する場合は、児童主体の行事等の開催に関してはP T A主催行事となる為、年次計画書を運営委員会が定めた期日までに提出しなければならない。
- 2 P T Aサークルが運営委員会に対して、児童主体事業の為の活動支援等の資金拠出を申請する場合は、資金利用計画書の提出と年度末の使途報告を行わなければならない。
- 3 活動支援金で購入した物品のうち、消耗品を除くものに関しては、使用後の管理をP T A本部とP T Aサークルが協議の上、決定する。

- ※この申し合わせ事項は、平成 3年4月1日から実施する。
- ※この申し合わせ事項は、平成13年4月1日から実施する。
- ※この申し合わせ事項は、平成15年4月1日から実施する。
- ※この申し合わせ事項は、平成19年4月6日から実施する。
- ※この申し合わせ事項は、令和4年12月1日から実施する。

長岡京市立長岡第十小学校PTA個人情報取扱規則

第1条 目的

長岡京市立第十小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

第4条 取扱者

本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条 利用

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1 会費集金、管理、その他の文書の送付。
- 2 会員名簿、委員会名簿、その他PTA活動における各種名簿の作成。
- 3 委員の選出並びに本部役員等の推薦活動。

第8条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 管理

- 1 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 保管及び持ち出し等

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第11条 第三者提供の制限

個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合。
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合。
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合。
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第12条 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者（第11条第1項から第4項の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名。
- 2 提供する対象者の氏名。
- 3 提供する情報の項目。
- 4 対象者の同意を得ている旨。

第13条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者（第11条第1項から第4項の場合及び府、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名。
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯。
- 3 提供を受ける対象者の氏名。
- 4 提供を受ける情報の項目。
- 5 対象者の同意を得ている旨。
(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第14条 情報開示等

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

第15条 漏えい時等の対応

会員は、個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第16条 研修

会長は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第17条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第18条 改正

本会の「長岡京市立長岡第十小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和元年5月18日より施行する。
本規則は、令和4年12月1日より施行する。